

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体において健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

これは、従来の普通会計を範囲とする指標に加え、特別会計、第三セクター等にまで範囲を広げた新たな指標を算定し、財政状況の的確な把握・早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の破綻を防ごうとするものです。

算定の結果、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画の策定を、同じく、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定することが義務付けられ、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

本市の令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、下記の表のとおり各基準以内となっています。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

| 実質赤字比率 | | 連結実質赤字比率 | | 実質公債費比率 | | 将来負担比率 | |
|---------|---------|----------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 今年度 | 前年度 | 今年度 | 前年度 | 今年度 | 前年度 | 今年度 | 前年度 |
| — | — | — | — | 12.7 | 12.6 | 109.2 | 125.0 |
| (12.44) | (12.50) | (17.44) | (17.50) | (25.0) | (25.0) | (350.0) | (350.0) |

備考

- ・実質赤字額又は連結実質赤字額がないため「—」と表示しています。
- ・()内は当市の早期健全化基準です。
- ・健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

2. 資金不足比率

(単位:%)

| 公営企業会計の名称 | 資金不足比率 | |
|-----------|--------|-----|
| | 今年度 | 前年度 |
| 下水道事業会計 | — | — |

備考

- ・資金不足がないため「—」と表示しています。
- ・資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合には、公営企業ごとに経営健全化計画を定めなければなりません。

用語の説明

- ・実質赤字比率: 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
- ・連結実質赤字比率: 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
- ・実質公債費比率: 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。
- ・将来負担比率: 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
- ・資金不足比率: 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。
- ・標準財政規模: 標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(市税・譲与税・交付金など)の規模。